

派遣労働者の均衡待遇の推進等に関する 行政評価・監視の結果

総務省 石川行政評価事務所は、地域における各行政機関の業務の実施状況を調査し、現地的に解決が可能な事項について、関係行政機関に対し改善の通知（所見表示）を行っています。

本件は、石川行政評価事務所（所長：大山洋志）が、平成 25 年 12 月から 26 年 3 月にかけて調査した結果に基づき、石川労働局に対して平成 26 年 4 月 18 日に通知したものです。

（注）この調査は、中部管区行政評価局も同時実施

【照会先】

総務省 石川行政評価事務所
評価監視官 加藤 高規
電話：076-222-5241

ポイント

調査実施の背景

- 景気低迷の長期化による企業経営の合理化、サービス経済化の進展、女性の就業意欲の高まり等により、雇用・就業形態が多様化
- 平成20年秋の「リーマン・ショック」後の雇用情勢の悪化に伴い、「派遣切り」が社会問題化
- このような状況の下、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用化及び待遇の改善等を目的として、平成24年に労働者派遣法*が改正（24年10月1日施行）

※ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

行政評価・監視の結果

【調査対象：石川労働局、派遣元事業所（10）、派遣先事業所（10）】

- 1 派遣元事業所における労働者派遣法の遵守が不十分（→ P. 3）
 - ① 平成24年改正法に係る遵守事項（マージン率等の情報提供が不十分、派遣労働者への派遣料金額の明示を未実施、派遣先への通知事項が不十分 など）
 - ② 改正法前からの遵守事項（労働者派遣契約書の記載が不十分、就業条件明示書の記載が不十分、派遣元管理台帳の記載が不十分 など）
- 2 派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知が不十分（→ P. 4）
 - ① 派遣先事業所の遵守事項（労働者派遣契約書に休業手当等の費用負担等の措置を未記載、契約書に記載した時間外労働の範囲を超えた就労、派遣先管理台帳の記載が不十分、過半数組合等からの意見聴取を未実施 など）
 - ② 派遣労働者の均衡を考慮した待遇確保に関する規定の理解が不十分

改善通知事項

- 1 派遣元事業所における労働者派遣法の遵守の徹底（→ P. 3）
- 2 派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知の徹底（→ P. 4）

1 派遣元事業所における労働者派遣法の遵守の徹底

制度の仕組み

- (1) 平成 24 年改正法により義務付けられた主な事項
 - ① マージン率等の情報提供
 - ② 均衡を考慮した待遇確保のための措置
 - ③ 派遣労働者に派遣料金の額を明示
 - ④ 派遣先への通知事項に、派遣労働者が無期雇用の労働者であるか否かの別を追加
- (2) 平成 24 年改正法前から義務付けられている主な事項
 - ① 労働者派遣契約に定めるべき事項を規定
 - ② 派遣労働者に対し就業条件等を明示
 - ③ 派遣元管理台帳の作成
 - ④ 派遣労働者の特定を目的とする行為への協力の禁止（派遣元指針）

調査結果

【調査対象 10 派遣元事業所の状況】

- (1) 平成 24 年改正法に係る主な遵守事項
 - ① マージン率等の情報について、必要とされる事項が提供されていない（5 事業所）
 - ② 派遣労働者に対して、書面の交付等により派遣料金の額を明示していない（5 事業所）
 - ③ 派遣労働者が無期雇用の労働者であるか否かの別を派遣先に通知していない（5 事業所）
- (2) 平成 24 年改正法前からの主な遵守事項
 - ① 労働者派遣契約書の不備（具体的な派遣就業の開始・終了時刻が未記載（2 事業所）、時間外労働ができる時間数が未記載（1 事業所））
 - ② 就業条件明示書の不備（派遣就業する日が未記載（2 事業所）、安全及び衛生に関する事項が未記載（1 事業所）、苦情の処理に関する事項が未記載（1 事業所））
 - ③ 派遣元管理台帳の不備（始業及び終業の時刻が未記載（1 事業所）、社会保険等の資格取得届が提出されていない具体的な理由が未記載（3 事業所））

【石川労働局による指導監督状況】

石川県内の労働者派遣事業所数は、平成 25 年 11 月末現在、587 事業所（一般労働者派遣事業：155 事業所、特定労働者派遣事業：432 事業所）

石川労働局は、平成 24 年度は 77 派遣元事業所に対し定期指導を実施。このうち、労働者派遣法違反を確認した 54 事業所（70.1%）に是正指導を行っているが、その指導結果について公表等を行っていない

所見

- ① 定期指導及び集団指導等の機会を利用し、派遣元事業所が講ずべき事項についてより一層の周知徹底を図るとともに、派遣労働者に対しても制度等の説明を丁寧に行うよう派遣元事業所を指導すること。
- ② 労働者派遣事業に係る指導監督状況については、その結果を取りまとめ、顕著にみられる是正指導事項等についてはホームページ等を利用して公表するなど、定期指導を受けていない事業所も自主的に改善が図れるよう情報提供に努めること。
- ③ 派遣元事業所が事業運営を適切に行うために統一的な自主点検表を作成し、積極的な活用を求めること。

2 派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知の徹底

制度の仕組み

(1) 平成 24 年改正法に係る主な事項

- ① 派遣先の都合で派遣契約を解除する場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の費用負担等の措置を義務化
- ② 派遣労働者と派遣先の労働者の均衡を考慮した待遇確保のため、派遣元事業主に対し必要な情報を提供するなどの協力

(2) 平成 24 年改正法前からの主な事項

- ① 労働者派遣契約の定めに反することのないように適切な措置の実施
- ② 派遣受入期間の制限がある業務について、派遣期間が 1 年を超え 3 年以内の場合の過半数組合等からの意見聴取
- ③ 派遣先管理台帳の作成等

調査結果

【調査対象 10 派遣先事業所の状況】

(1) 平成 24 年改正法に係る事項

- ① 派遣契約を解除する場合の休業手当等の費用負担等の措置を派遣契約書に未記載（2 事業所）
- ② 派遣元事業所に派遣先労働者の賃金水準等の情報を提供したことがない（6 事業所）、当該制度について知らなかった（8 事業所）

(2) 平成 24 年改正法前からの事項

- ① 労働者派遣契約書に派遣労働者の氏名が記載されており、派遣労働者を特定している（2 事業所）、派遣就業の開始・終了時刻、時間外労働等の具体的な時間が未記載（2 事業所）
- ② 1 年を超えて労働者派遣を受ける場合、過半数組合等からの意見聴取を行っていない（1 事業所）、過半数組合等に対し文書により通知していない（2 事業所）
- ③ 派遣先管理台帳に苦情の処理状況を記載する欄がない（1 事業所）、派遣就業した場所を記載していない（2 事業所）、休憩時間を明確に記載していない（2 事業所）、3 年間保存していない（1 事業所）
- ④ 労働者派遣契約書に記載された時間外労働の範囲を超えて就労させている（2 事業所）

【石川労働局による周知状況】

石川労働局は、平成 25 年度は派遣元事業所を通じて把握した 660 派遣先事業所を対象として集団指導を開催。このうち、出席は 175 事業所（26.5%）にとどまっている（派遣元事業所については、590 事業所を対象として開催。出席は 267 事業所（45.3%））

所見

- ① 労働者派遣契約書及び派遣先管理台帳等の適切な記載など、労働者派遣法及び派遣先指針等に定める事項を遵守するようより一層指導すること。
- ② 派遣先が遵守すべき事項の説明及び資料配布等について派遣元事業所に協力を求め、派遣元事業所を通じて派遣先への周知を図るなど、派遣先に対する法令等の周知の推進を図ること。
- ③ 派遣労働者の待遇の改善については派遣先の協力が不可欠であることから、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡を考慮した待遇確保のため、派遣先は派遣元事業所の求めに応じ、必要な協力をするよう努めなければならないことについて、集団指導等の機会を捉えてより一層の周知を図ること。
- ④ 派遣先事業所に対する集団指導については、出席状況の経年的な把握を行うとともに、出席率を高める措置を検討するなど、その実効性を高めること。